

大曲ヒカリオイベント広場利用規定

1. 広場利用の条件

広場利用にあたり次の事項を遵守してください。

- 1) 利用者の広場利用中に、広場または広場の建築物、付属設備、備品等を毀損、汚損、滅失させたときは（来場者、作業員等の関係者によるものも含む）、利用者に損害を賠償していただきます。損害賠償は、管理者より利用者に実費を請求いたします。についてはイベント保険等必要な保険にご加入ください。
- 2) 開催イベントについては、案内誘導に十分な人員と車両を伴う搬出入時に必要な警備員を必ず配置し、通路の確保等安全面の確保を最優先に行ってください。また、複数日連続で開催するイベントについても夜間警備の配置をお願いいたします。広場の利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、管理者及び施設所有者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 3) 地震・火災・風水害・停電・事故等の不可抗力によって広場の利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害については、管理者及び施設所有者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- 4) イベント実施における来場者とのトラブルにつきましては、利用者にて対応してください。なお、トラブルの内容については、管理者に報告してください。
- 5) イベント実施によって発生したゴミは、利用者にて適正に処分してください。なお、利用後は会場の清掃を行い、原状回復をしてください。原状回復後、点検を行います。清掃・回収業者のご案内を行いますので、管理者までお問合せください。
- 6) 広場内に喫煙用設備はありませんので、喫煙される場合は灰皿等の設備をご用意いただき、管理者が指定する場所でのみ喫煙ください。
- 7) その他調整が必要となる事項、禁止されている行為が有りますので事前にご相談してください。

2. 利用料金・支払

利用料金は以下のとおりです。仮予約受付後にご請求いたしますので指定期日までに管理者指定方法にてお支払いいただきますようお願いいたします。本予約及び利用許可書の発行については料金納入の確認後とさせていただきます。また、電気・水道の著しい量の使用については、イベント終了後、ご請求させていただきますことがありますのでご了承ください。

※ プロジェクトについては、管理者側でセッティングを行います。

利用料金

		Aブロック	Bブロック	1㎡あたり	プロジェクト	備考
平日	半日 (6時間)	1,500円	2,250円	100円	夜間(日没後)の使用となる。 3,000円	基本的に催事前後の準備を含む利用時間とする。 12時間を超える利用については相談を要す。
	全日 (12時間)	3,000円	4,500円	200円		
土・日 祝日	半日 (6時間)	3,000円	4,500円	200円		
	全日 (12時間)	6,000円	9,000円	400円		

※ 貸し出し面積は、Aブロックは1/2、Bブロックは1/3に対応します。料金はその割合となります。

3. 利用料金の払い戻し

原則として利用料金の払い戻しは致しませんので予めご了承ください。施設所有者または管理者の事情によるイベントの中止もしくは延期の場合のみ別途協議とさせていただきます。

4. 搬入・搬出作業

搬入・搬出作業、会場設営・撤去は事前の打合せに基づき利用者にて行ってください。

イベントの規模に応じて、書類（工程表・関係車両一覧・警備計画・作業者名簿・運営マニュアルなど）を搬入・搬出日の7日前までに提出していただく場合があります。

5. 広場利用制限に関する事項

次の場合は利用の承認はできません。また既に承認している場合、あるいは利用中でも、下記の事項に抵触する行為があると管理者又は施設所有者が判断した場合は、利用の中止をさせていただくことがあります。その際の利用者の損害については、管理者及び施設所有者は損害賠償を致しません。

利用制限する事項

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下、風俗営業等という。）の敷地として利用することや第三者に風俗営業をさせること。
- 2) 大仙市暴力団排除条例（平成 24 年大仙市条例第 16 号）に定める項目を遵守していない場合
- 3) 公の秩序を乱し、または公序良俗に反するおそれがあると認められた場合
- 4) 常設の構築物を設置、又は建築物への取付加工、重量物等により建物設備等に悪影響を与えると認められた場合
- 5) 大音響、異臭などにより、公衆に不快の念を与えるものやゴミその他汚物を廃棄すること
- 6) 通行人に危害迷惑を与えるおそれのあるもの
- 7) 政治活動、宗教活動、及びそれに類するもの
- 8) 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- 9) 広場などの使用权を第三者に譲渡、転嫁したとき、又は他の権利を設定したとき
- 10) 使用目的や内容を無断で変更したとき
- 11) その他、管理者及び施設所有者が不適切と判断するもの

※ 業種、業態によってはお受けできない場合がありますのでお申し込み時にお問合せください。

6. 免責事項

管理者及び施設所有者は利用者の以下の損害についてその責を負いません。

- 1) 管理者及び施設所有者の責に帰すことのできない事故及び災害並びに管理者及び施設所有者が行う建物、施設、設備の修繕、変更、改造工事、維持保全作業により生ずる諸サービスの不足及び使用停止により利用者に発生した一切の損害。
- 2) 地震・火災・風水害・停電・事故等の不可抗力による災害、盗難・紛失等管理者及び施設所有者の責に帰すことのできない事由により、利用者所有の諸設備、サーバー・パソコン等のハードウェア及びソフトウェア等が滅失、破損、紛失若しくは故障し、これにより生じた利用者の損害。

7. その他

- 1) 広場利用期間中は利用の責任者を現地に常駐させ、常に連絡を取れる状態にしてください。
- 2) 大型の広告看板等の設置がある際は、早めにデザイン・仕様を管理者にご提出ください。
- 3) 広場利用に関し、この規定に定めるものの他は管理担当者の指示に従ってください。
- 4) 天災や不可抗力により会場利用に支障が発生した場合は別途、利用者と管理者において協議する場合があります。